

る事項を考慮して農林水産大臣が定める規格によつて示される品質の区分とする。

- 一 麦 たんばく質の含有率その他の事項
- 二 大豆 整粒の割合その他の事項
- 三 てん菜 糖度
- 四 でん粉の製造の用に供するばいしよでん粉の含有率その他の事項
- 五 そば 容積重の数値その他の事項
- 六 菜種 品種

（生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量）

第八条 法第三条第四項の農林水産省令で定める生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物の種類に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 麦 対象農業者が生産する麦を需要者に対し販売することを約した契約（当該麦を販売する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したものを又は対象農業者が生産する麦を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該麦を販売する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するため当該販売者が集荷したものであつて、第一条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第一号に規定する規格に適合するものの数量
- 二 大豆 対象農業者が生産する大豆を需要者に対し販売することを約した契約（当該対象農業者が当該需要者に対し販売することを目的として当該大豆を生産することを当該大豆を販売する前に約した契約に基づき締結されたものに限る。）において当該対象農業者が販売したものを又は対象農業者が生産する大豆を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該大豆を販売する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するため当該販売者が集荷したものであつて、第一条第二号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第二号に規定する規格に適合するものの数量

- 三 てん菜 第一条第三号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第三号に規定する規格に適合するものの数量

四 でん粉の製造の用に供するばいしよ 第一条第四号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第四号に規定する規格に適合するものの数量

- 五 そば 対象農業者が生産するそばを需要者に対し販売することを約した契約（当該そばを販売する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）において当該対象農業者が販売したものを又は対象農業者が生産するそばを委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該そばを販売する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するため当該販売者が集荷したものであつて、第一条第五号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第五号に規定する規格に適合するものの数量
- 六 菜種 対象農業者が生産する菜種を需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種を販売する前に当該対象農業者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）に基づき当該対象農業者が販売したものを又は対象農業者が生産する菜種を委託を受けて販売する者が需要者に対し販売することを約した契約（当該菜種を販売する前に当該販売者と当該需要者との間で締結されたものに限る。）を履行するため当該販売者が集荷したものであつて、第一条第六号に定める要件に該当し、かつ、その品質が前条第六号に規定する規格に適合するものの数量

第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の種類に同じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの收穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。

（前年度収入額の算出）

下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

- 一 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量
- イ 対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第十三号。以下「食糧法」という。）第八條第一項に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしていない者との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度末までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したものの数量
- ロ 対象農業者又は対象農業者から委託を受けて米穀を販売する者（イに掲げる者を除く。）が、交付前年度の六月三十日までに米穀の販売予定数量に関する計画を作成し、かつ、交付前年度末までに当該計画に基づき販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約を締結し、かつ、当該契約に基づき販売の対象としたものの数量

二 米穀以外の収入減少影響緩和対象農産物 それぞれ前条各号に定める数量

2 農林水産大臣は、交付前年度単位面積当たり収入額を定めるに当たっては、交付前年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の販売価格及び単位面積当たりの收穫量を考慮するものとする。

第十条 法第四条第一項の規定による標準的収入額の算出は、地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「単位面積当たり標準的収入額」という。）に、交付前年度生産面積を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。

2 農林水産大臣は、単位面積当たり標準的収入額を定めるに当たっては、交付前年度の前年度

以前五箇年度の各年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の販売価格に当該年度における地域別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別の単位面積当たりの收穫量を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額のうち最大のものと及び最小のものを除いた額その他の事項を考慮するものとする。

（積立金の基準）

第十一条 法第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 交付前年度の四月一日から六月三十日まで間に法第四条第一項の交付金（以下この条において「交付金」という。）を受けようとする者から農林水産大臣に対してなされた積立てを行う旨の申出に係るものであること。
- 二 次のいずれかに該当すること。
 - イ 前号の申出をした者の交付前年度における積立基準収入額（単位面積当たり標準的収入額に、当該交付前年度においてその者が生産することを予定する収入減少影響緩和対象農産物に係る生産面積としてその者が同号の申出をする際に農林水産大臣に申し出た面積を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）の百分の二・二五に相当する額又は百分の四・五に相当する額のうちその者が選択した額（その選択した額に当該交付前年度の八月三十一日における法第四条第一項の積立金（以下「積立金」という。）の額に充てられることとなる額として農林水産大臣が同号の申出をした者に通知した額（以下「繰越積立残額」という。）を加えた額が、その者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額を超える場合）にあっては、当該百分の四・五に相当する額から当該繰越積立残額を控除した額）が、当該交付前年度の八月三十一日までに、第四号に規定する者に対して納付されたものであること（ロに該当する場合を除く。）。
 - ロ 繰越積立残額が、前号の申出をした者の当該交付前年度における積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上であること。

三 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日から交付金の交付を受けるまでの間において

て取り崩されていないこと。ただし、次項第一号、第五号又は第六号の規定により取り崩されるときは、この限りでない。

イ 前号イに該当する場合 同号イの納付の日

ロ 前号ロに該当する場合 交付前年度の八月三十一日

四 農林水産大臣が定める方法により積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）によって管理されていること。

2 積立金管理者は、積立金を積み立てている者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その者に対し、それぞれ当該各号に定める額を取り崩した上で返納するものとする。

一 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の金額の三分の一に相当する額

二 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

三 前項第一号の申出をしなかつた場合 積立金の全額

四 前項第二号イの規定により選択した額を納付せず、かつ、繰越積立残額が同号ロに該当しない場合 積立金の全額

五 前項第二号イの規定により積立金管理者に対して納付した額が同号イの規定により選択した額を超えた場合 その超えた部分に相当する額

六 交付前年度における法第四条第一項に規定する標準的収入額が当該交付前年度における積立基準収入額を下回つた場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額以上百分の四・五に相当する額未満である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の二・二五に相当する額

ロ 積立金の額が、当該積立基準収入額の百分の四・五に相当する額以上である場合 当該積立基準収入額と当該標準的収入額との差額の百分の四・五に相当する額

七 交付金の交付の申請があつた際に対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

3 第一項第四号の指定は、その指定を受けようとする者の申請に基づき行うものとする。

(交付金の交付の申請)

第十二条 法第五条第一項の規定による交付の申請は、農林水産大臣が定める期日までに、交付申請書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤強化法第十三条第一項に規定する認定農業者、基盤強化法第十四条の五第一項に規定する認定就農者若しくは特定農業団体であることを証する書類又は特定農業団体以外の委託を受けた農作業を行う組織にあつては第三条各号の要件を満たしていることを証する書類

二 第四条に規定する環境と調和のとれた農業生産に係る基準を満たしていることを証する書類

(決定の通知)

第十三条 農林水産大臣は、法第五条第一項の規定による交付の申請を審査し、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(身分を示す証明書)

第十四条 法第七条第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則 (施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条から第五条まで 削除

第六条 大豆交付金暫定措置法施行規則(昭和三十六年農林省令第六十号)は、廃止する。

(第十三条第一項第二号イに規定する額の納付期限の特例)

第七条 平成十九年新潟県中越沖地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三条第一項第二号イの規定による平成十九年度における積立基準収入額の百分の二・二五に相当する額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「交付前年度における」とあるのは、「平成十九年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度

に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成十九年八月三十一日」とする。(平成二十年岩手・宮城内陸地震の被災者に係る積立立ての申出の期間等の特例)

第八条 平成二十年岩手・宮城内陸地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十年における積立立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による平成二十年における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十年における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」とする。

(平成二十二年における口蹄疫の発生に伴う積立立ての申出の期間等の特例)

第九条 熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域内に住所を有している者が行う第十三条第一項第一号の規定による平成二十二年における積立立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による平成二十二年における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成二十二年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「平成二十二年における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」とする。

(平成二十三年における積立立ての申出の期間等の特例)

第十条 青森県(八戸市及び上北郡おいらせ町に限る。)、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県(十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町に限る。)、及び長野県(下水内郡栄村に限る。)、の区域内に住所を有している者が平成二十三年度において行う第十三条第一項第一号の申出及び同項第二号イの規定による納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日

まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十三年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十三年八月三十一日」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とする。

(平成二十四年度における積立金の積立立ての申出の期間等の特例)

第十一条 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域内に住所を有している者が前条の規定により読み替えて適用される第十三条第一項第一号の申出(平成二十三年度において行われるものに限る。))につき同条第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつたことにより取り崩された積立金についての同条第一項第三号本文の規定の適用については、当該積立金は、法第四条第一項の交付金の交付を受けるまでの間において取り崩されていないものとみなす。

(平成二十四年度における麦に係る生産面積への換算の特例)

第十二条 平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十三年度において麦に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。))の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十二年産の麦の生産量を、同年産の麦に關し附則第十二条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができ、(平成二十五年産における大豆又はてん菜に係る生産面積への換算の特例)

第十三条 平成二十五年産において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十四年度において大豆又はてん菜に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。))の大豆又はてん菜についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十三年産の大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜

まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十三年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十三年八月三十一日」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とする。

(平成二十四年度における積立金の積立立ての申出の期間等の特例)

第十二条 平成二十四年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十三年度において麦に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。))の麦についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十三年産の大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜

まで」とあるのは「平成二十三年四月一日から同年七月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成二十三年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成二十三年八月三十一日」と、「当該交付前年度の七月三十一日まで」とあるのは「同日まで」とする。

(平成二十四年度における積立金の積立立ての申出の期間等の特例)

第十三条 平成二十五年産において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者(平成二十四年度において大豆又はてん菜に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。))の大豆又はてん菜についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、「平成二十三年産の大豆又はてん菜の生産量を、同年産の大豆又はてん菜

に關し附則第十三条の規定による説替え前の第七條の規定により農林水産大臣が定めた單位面積当たりの收穫量」とすることができ、
〔平成二十六年年度における麦又は大豆に係る生産面積への換算の特例〕

第十四条 平成二十六年年度において法第三條第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十五年年度において麦又は大豆に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。）の麦又は大豆については第七條の規定の適用については、同条中「前條の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の單位面積当たりの收穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、麦にあつては「平成二十四年度の麦の生産量を、同年産の麦に關し附則第十四條の規定による説替え前の第七條の規定により農林水産大臣が定めた單位面積当たりの收穫量」と、大豆にあつては「平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆の生産量を、それぞれ平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆に關し附則第十四條の規定による説替え前の第七條の規定により農林水産大臣が定めた單位面積当たりの收穫量」とすることができ、

〔平成二十九年七月九州北部豪雨による積立金の納付期限の特例〕

第十五条 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十一條第一項第二号イの規定による平成二十九年年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度における」とあるのは「平成二十九年度における」と、
〔平成二十九年九月三十日〕とする。

〔平成三十年硫黄山噴火に伴う積立ての申出の期間等の特例〕

第十六条 宮崎県えびの市並びに鹿児島県伊佐市及び始良郡湧水町の区域内において農業経営を営む者が行う第十一條第一項第一号の規定による平成三十年年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による同年度における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成三十年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「平成三十年年度における」と、
〔当該交付前年度に〕とあるのは「同年度に」と、
〔当該交付前年度の七月三十一日〕とあるのは「平成三十年十月一日」とする。

〔令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例〕

第十八条 第十一條第一項第二号イの規定による令和二年年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度」とあるのは「令和二年年度」と、
〔当該交付前年度の七月三十一日〕とあるのは「令和二年八月三十一日」とする。

〔平成一九年三月三〇日農林水産省令第六一號〕

附則（平成一九年七月三日農林水産省令第六一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年七月三十一日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

〔令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例〕

第十七条 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県の区域内に住所を有している者が行う第十一條第一項第二号イの規定による平成三十年年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度における」とあるのは「平成三十年年度における」と、
〔当該交付前年度の七月三十一日〕とあるのは「平成三十年十月一日」とする。

〔令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例〕

第十八条 第十一條第一項第二号イの規定による令和二年年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度」とあるのは「令和二年年度」と、
〔当該交付前年度の七月三十一日〕とあるのは「令和二年八月三十一日」とする。

〔平成一九年三月三〇日農林水産省令第六一號〕

附則（平成一九年七月三日農林水産省令第六一號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年七月三十一日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月一五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

の交付金の交付に関する法律第二條第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）に係る同法第四條第一項の交付金から適用し、平成十九年産の対象農産物に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にこの省令による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十三條第一項第一号の規定によりした平成二十年産の秋期には種する麦に係る積立てを行う旨の申出は、新規規第十三條第一項第一号の規定によりしたものとみなす。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月三〇日農林水産省令第四三三號）
この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の規定は、平成二十七年産の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三條第一項各号又は第四條第一項の交付金から適用し、平成二十六年産以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三條第一項各号又は第四條第一項の交付金については、なお従前の例による。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日農林水産省令第六六號）
この省令は、公布の日から施行する。

